

綾瀬市不法投棄等監視カメラシステムの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不法投棄及びごみ収集所への悪質な違反ごみの投棄の未然防止並びに不法投棄等の原因者を特定することを目的に設置する不法投棄等監視カメラシステムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反して、みだりに廃棄物を捨てる行為をいう。
- (2) ごみ収集所 綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則第15条第3項の規定に基づき設置されたものをいう。
- (3) 違反ごみ ごみ収集所に、市が定めた方法に基づいて排出されていないごみ、又は指定収集日以外に排出されているごみをいう。
- (4) 不法投棄等 前号に定める不法投棄及びごみ収集所への悪質な違反ごみの投棄をいう。
- (5) 監視カメラシステム 不法投棄等の多発地区等に設置し、不法投棄等を撮影し記録する装置をいう。
- (6) 記録画像 監視カメラシステムによって記録された画像をいう。

(設置場所)

第3条 市長は、市職員、市民等からの情報及び設置の申請を総合的に勘案し、不法投棄等が多発している場所に監視カメラシステムを設置するものとする。

(管理責任者及び取扱者)

第4条 市長は、監視カメラシステムの適正な設置及び記録画像の適切な管理を図るため、監視カメラシステムの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、不法投棄対策を所管する課等の長の職にある者をもって充てる。

2 市長は、管理責任者の指示を受けて監視カメラシステムの設置及び記録画像の管理を行う者（以下「取扱者」という。）を置くものとし、不法投棄対策を所管する課等の職員をもって充てる。

（管理責任者の責務）

第5条 管理責任者は、記録画像の漏洩、流出等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、監視カメラシステムが設置してある旨を表示しなければならない。

3 管理責任者は、監視カメラシステムが作動中である旨を表示しなければならない。

4 管理責任者は、記録画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（設置の申請等）

第6条 不法投棄等があった場所の自治会長又は区長は、市長に対し監視カメラシステムの設置を、不法投棄等監視カメラシステム設置申請書（第1号様式）により申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、監視カメラシステムの設置の可否を決定し、不法投棄等監視カメラシステム設置決定通知書（第2号様式）により申請を行った者に通知するものとする。

（設置期間）

第7条 監視カメラシステムの設置期間は、原則として1箇月以内とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

（記録画像の取扱い）

第8条 記録画像の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 記録画像の取扱い

記録画像を取扱うことができる者は、管理責任者及び取扱者に限定する。

(2) 記録画像の分析及び消去

記録画像の分析は、外部漏洩が防止できる環境において行い、分析の結果、不法投棄等の原因者の特定等につながる画像以外のものは、保存

せず速やかに消去するものとする。

(3) 記録画像の保存

記録画像は、監視カメラシステム専用の電子記録媒体に保存する。保存期間は原則として違反と考えられる事実を確認してから2週間とする。ただし、不法投棄物等の撤去等の目的において必要な場合は、当該目的の達成のために管理責任者が必要と認める期間に限り延長できる。

(記録画像の利用と提供)

第9条 保存している記録画像は、不法投棄等の原因者を特定し、不法投棄物の撤去等を指導するためのみに用いるものとする。ただし、綾瀬市個人情報保護条例（平成17年綾瀬市条例第3号）第10条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(記録画像の保管及び閲覧)

第10条 記録画像の保管及び閲覧は、次のとおりとする。

- (1) 記録画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。
- (2) 記録画像の保存期間終了後は、速やかに消去を行うものとする。
- (3) 記録画像の閲覧は、前条の場合に限るものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることはできない。
- (4) 記録画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を監視カメラ記録画像閲覧記録簿（第3号様式）に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づく照会については、この限りではない。
- (5) 第5条第4項の規定は、記録画像を閲覧した者について準用する。

(庶務)

第12条 監視カメラシステムの運用に関する庶務は、不法投棄対策を所管する課等で行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

不法投棄等監視カメラシステム設置申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申出者 役職名
住 所
氏 名 印
電話番号

不法投棄等監視カメラシステムの設置を希望するので、綾瀬市不法投棄等監視カメラシステムシステムの運用に関する要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- ① 設置を希望する理由
- ② 設置を希望する場所 綾瀬市
- ③ 設置を希望する期間 年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- 1 設置を希望する場所の位置図（住宅地図等）
- 2 設置を希望する場所の土地所有者等の同意書
- 3 設置を希望する工作物、樹木等の所有者等の同意書
（※工作等が必要な場合のみ。）

第2号様式(第6条関係)

不法投棄等監視カメラシステム設置決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました不法投棄等監視カメラシステムの設置については、次のとおり可否の決定をいたしましたので、綾瀬市不法投棄等監視カメラシステムシステムの運用に関する要綱第6条第2項の規定により通知します。

① 可否決定の内容

可

否

② 否の理由

③ 設置場所 綾瀬市

④ 設置期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(事務担当は、)

第3号様式（第10条関係）

監視カメラ記録画像閲覧記録簿

月日	氏名	役職名等	住所	電話番号	目的	範囲
例 12/29	綾瀬山 小太郎	上土棚自治会8区長	綾瀬市上土棚北12-12-12	0467-76-7777	記録画像確認	12/13(木)午前11時30分頃
1 /						
2 /						
3 /						
4 /						
5 /						
6 /						
7 /						
8 /						
9 /						
10 /						
11 /						
12 /						
13 /						
14 /						
15 /						
16 /						
17 /						
18 /						
19 /						
20 /						